

平成二十年二月一日提出
質問第四七号

天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第一五号）と「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三六九号）を踏まえ、再質問する。

一 週刊新潮二〇〇八年一月三・十日新年特大号の百七十八頁から百八十一頁に、「『天皇のお言葉』の秘密を暴露してしまった『元外務官僚』」との見出しで、元外務官僚の原田武夫氏が、かつて自身が天皇陛下にお仕えした時期について記したブログ（以下、「ブログ」という。）についての記事が掲載されており、「ブログ」の中で原田氏が二〇〇〇年五月に行われた天皇皇后両陛下のオランダ国賓訪問の際に、第二次世界大戦中、日本軍によりオランダ人女性が従軍慰安婦とされたといわれている問題について、天皇陛下がベアトリクス女王主催の晩餐会で読み上げられるお言葉の草稿を自身が担当したとし、それにまつわる天皇皇后両陛下のご発言、お考えを明らかにしているが、現職か否かを問わず、外交実務に携わった外務省職員として、「ブログ」の様に天皇陛下のご発言、お言葉についてのいきさつ、内情を外部に漏らすことは許されるのかとの問いに対し、「政府答弁書」で「外務省としてはお尋ねの『記述』に示されて

いる事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の元外務省職員が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされていることについて、前回質問主意書で、右の答弁は原田氏本人に当時の詳細について直接話を聞いた上で、の答弁かと問うたところ、「御指摘の者から直接に話を聞いていない。」との答弁がなされている。そしてまた、公式の場以外における天皇皇后両陛下のご発言等について、外務省職員を含む国家公務員は秘密保持の義務を負うかと問うたところ、「外務省としては御指摘の『ブログ』に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の者が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、御指摘の者の守秘義務に関するお尋ねについてお答えすることは困難である。また、外務省として、御指摘の『ブログ』によってオランダとの関係において我が国の国益が損なわれたとは考えていないことから、既に国家公務員を退職した御指摘の者から直接に話を聞く考えはない。」との答弁がなされているが、前回質問主意書で問うたのは、過去にオランダ人女性が従軍慰安婦とされた問題及び同問題を受けての我が国とオランダとの関係についての問題ではなく、天皇皇后両陛下のご発言等について、外務省職員を含む国家公務員は秘密保持の義務を負うのかという点である。問題の趣旨を外し

た答弁を行うのではなく、右の点につき、外務省が「ブログ」に示されている事実関係を把握していないのならば、原田氏に直接「ブログ」について話を聞いた上で、再度答弁を行うことを求める。
右質問する。